都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		（1） 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)									（2）ケの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間(あてはまるもの全てに〇)				（4） エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→（2）		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→（4）	
59	59	28	19	14	13	31	16	44	1	13	13	6	7	43	3	3
福島県	福島市	○	○		○	○		○						○		
福島県	会津若松市	○	○		○	○	○	○						○		
福島県	郡山市	○	○	○		○	○							○		
福島県	いわき市	○	○		○	○		○						○		
福島県	白河市	○	○	○		○	○	○						○		
福島県	須賀川市	○	○	○		○	○	○						○		
福島県	喜多方市	○	○				○	○						○		
福島県	相馬市				○	○		○						○		
福島県	二本松市	○			○	○		○						○		
福島県	田村市	○		○		○		○						○		
福島県	南相馬市	○				○	○	○		○	他課で作成している子育て世帯向けのパンフレット等に案内を記載			○		
福島県	伊達市	○	○		○	○		○						○		
福島県	本宮市	○			○	○	○	○						○		
福島県	桑折町			○				○		○	毎年11月頃、次年度の就学援助の募集要項を配布、4月に新学年で再度募集案内をする			○		
福島県	国見町							○		○	小・中入学前の者へは、毎年11月頃幼稚園・小学校を通して就学援助制度の書類を配布			○		
福島県	川俣町	○						○						○		
福島県	大玉村				○	○		○		○	学校だより等に制度を掲載			○		
福島県	鏡石町	○	○					○						○		
福島県	天栄村	○					○							○		
福島県	下郷町					○		○						○		
福島県	檜枝岐村									○	対象者がいないため、就学援助制度を策定していない				○	対象者がいないため、申請期間を設定していない
福島県	只見町					○	○	○						○		
福島県	南会津町							○						○		
福島県	北塩原村							○						○		
福島県	西会津町	○				○		○						○		
福島県	磐梯町		○											○		
福島県	猪苗代町	○			○		○							○		
福島県	会津坂下町	○	○					○		○	小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布する。			○		
福島県	湯川村		○			○		○						○		
福島県	柳津町							○						○		
福島県	三島町			○		○						○				
福島県	金山町	○		○										○		
福島県	昭和村		○	○		○	○	○				○				
福島県	会津美里町	○			○			○						○		
福島県	西郷村	○		○			○		○					○		
福島県	泉崎村			○		○		○						○		
福島県	中島村		○	○		○		○		○	他課と連携し児童扶養手当受給決定の際に周知している。			○		
福島県	矢吹町			○			○	○						○		
福島県	棚倉町		○			○								○		
福島県	矢祭町					○		○						○		
福島県	塙町	○				○		○					○			
福島県	鮫川村	○		○				○						○		
福島県	石川町				○	○		○						○		
福島県	玉川村					○		○						○		
福島県	平田村				○		○	○						○		
福島県	浅川町					○		○						○		
福島県	古殿町	○	○			○		○					○			

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		（1） 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)									（2）ケの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間(あてはまるもの全てに〇)				（4） エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→（2）		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→（4）	
福島県	三春町							〇		〇	小学校入学予定者には入学前に就学援助制度の書類を郵送で配布		〇			
福島県	小野町	〇						〇						〇		
福島県	広野町		〇				〇	〇		〇	各学校を介し、全保護者に対して制度を書面で周知	〇				
福島県	楢葉町							〇					〇			
福島県	富岡町				〇	〇				〇	当町では区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業を実施し、町内学校に在籍している児童生徒には就学支援事業を実施している。				〇	区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業を実施し、町内学校に在籍している児童生徒に就学支援事業を実施していることから申請期間は異なる。
福島県	川内村						〇			〇	PTA総会で説明		〇			
福島県	大熊町							〇		〇	避難の関係もあり、対象児童世帯に対し郵送で書類を送付している。	〇				
福島県	双葉町		〇										〇			
福島県	浪江町	〇	〇							〇	令和2年度に認定した世帯に書類を郵送	〇				
福島県	葛尾村	〇											〇			
福島県	新地町			〇		〇		〇				〇				
福島県	飯舘村	〇				〇									〇	被災児童生徒就学支援事業活用の為実施していない

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		（5） 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）							（6）キの内容	（7）就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	イ. 希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出（申請者のみ提出）	エ. 全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	オ. 全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	キ. その他→（6）		
59	59	33	12	13	0	0	0	5	5	16
福島県	福島市	○								保護者が学校に出向く回数を減らせるよう、市HPにて申請書や記入例のPDFデータを掲載している。
福島県	会津若松市			○						他課との連携を図り、義務教育学年の子どもがいる世帯が生活困窮の相談やひとり親の申請に来られた際に制度を説明したチラシをお渡ししたり、学校教育課窓口へ案内していただける体制をとっている。
福島県	郡山市			○						
福島県	いわき市	○								全校児童生徒に配布している「就学援助制度のお知らせ」に、認定基準の目安としてモデルケース（世帯構成をいくつか提示し、それに対する所得基準額を記載）を挙げている。
福島県	白河市		○							次年度からは、全員に申請の意思確認を行う予定。
福島県	須賀川市	○								前年度申請ありで今年度申請なし等の場合には、個別に学校に問い合わせをして確認をしている。
福島県	喜多方市	○								目につきやすいよう色上質紙に印刷し、年度当初に各費目の援助額等を記載したチラシを児童生徒全員に配付している。
福島県	相馬市	○								
福島県	二本松市	○						○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみ申請書を教育委員会へ直接	
福島県	田村市	○								
福島県	南相馬市	○								
福島県	伊達市			○						
福島県	本宮市			○						
福島県	桑折町	○								
福島県	国見町		○							
福島県	川俣町	○								学校を通じ、毎年度始めにすべての児童生徒に対して制度及び申請手続きについて周知している。 申請書自体に認定要件を明記し、忙しい保護者でも内容を確認し申請書を作成しやすいようにしている。
福島県	大玉村	○	○	○						
福島県	鏡石町		○							援助対象となる年間所得の目安額等を記載
福島県	天栄村	○								わかりやすいチラシを作成し配布している。
福島県	下郷町	○								
福島県	檜枝岐村							○	対象者がいないため、申請書の提出方法をしていない	特にありません。
福島県	只見町	○								
福島県	南会津町	○								
福島県	北塩原村	○								
福島県	西会津町	○								
福島県	磐梯町		○							
福島県	猪苗代町	○								
福島県	会津坂下町		○							転入者に対して、就学援助制度のチラシを配布している。 町広報誌において、制度を周知している。
福島県	湯川村	○								
福島県	柳津町	○								
福島県	三島町	○								
福島県	金山町		○							
福島県	昭和村			○						
福島県	会津美里町	○								なし
福島県	西郷村	○								
福島県	泉崎村	○								
福島県	中島村		○							
福島県	矢吹町	○								
福島県	棚倉町	○								
福島県	矢祭町	○								
福島県	塙町	○								前年度に対象だった世帯からの申請がない場合、状況などを把握して申請を促すようにしている。
福島県	鮫川村	○						○	就学援助費(新入学通学用品費）の申請の際は、教育委員会に提出（申請者のみ提出）	
福島県	石川町			○						年度当初に全児童生徒へ制度内容の通知を配布、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載、就学時健康診断時の説明会で説明、新入学説明会時に制度説明等
福島県	玉川村		○							
福島県	平田村	○								
福島県	浅川町			○						
福島県	古殿町	○								

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		（5） 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）							（6）キの内容	（7）就学援助制度周知の工夫
		ア．希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	イ．希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	ウ．希望者が学校もしくは教育委員会に提出（申請者のみ提出）	エ．全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	オ．全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	カ．全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	キ．その他→（6）		
福島県	三春町	○								
福島県	小野町			○						
福島県	広野町			○						
福島県	楢葉町		○							・年間所得の目安等を記載
福島県	富岡町							○	区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業の申請書を提出してもらい、町内学校に在籍している児童生徒には就学支援事業において一律で全額支給（物品）をしている。そのため、申請書の提出は求めていない。	区域外就学の児童生徒に実施している被災児童生徒就学支援事業については、援助対象となる世帯年収の年間所得額の目安表を記載し、各費目の援助上限額等を記載している。
福島県	川内村			○						
福島県	大熊町		○							
福島県	双葉町			○						
福島県	浪江町		○							
福島県	葛尾村			○						
福島県	新地町	○								
福島県	飯舘村							○	被災児童生徒就学支援事業活用の為実施していない	

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																
		＜小学校＞																																
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （1）でアと回答した場合，小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）										（6） ケの内容	（7） （1）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに○）				（8） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ． 4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他 →（6）		ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（8）	
59	59	37	7	10	5	5	37	0	1	6	1	0	0	1	0	4	8	23	0	8	9	8	10	17	9	0	0	6	6	3	1	3	3	3
福島県	福島市	○					○											○					○											
福島県	会津若松市	○					○										○			○	○		○	○										
福島県	郡山市	○					○											○				○												
福島県	いわき市	○					○										○			○	○		○											
福島県	白河市	○					○										○				○				○									
福島県	須賀川市	○					○									○				○	○	○		○										
福島県	喜多方市	○					○											○		○	○				○			○	自宅保育者に対してのみ、郵送で案内を送付している。					
福島県	相馬市	○					○										○						○	○										
福島県	二本松市	○					○										○						○											
福島県	田村市	○					○											○						○										
福島県	南相馬市	○					○											○		○		○		○										
福島県	伊達市	○					○											○					○	○										
福島県	本宮市	○					○											○					○											
福島県	桑折町	○					○											○				○			○									
福島県	国見町	○					○											○							○									
福島県	川俣町			○			○																							○				
福島県	大玉村	○					○									○							○	○										
福島県	鏡石町		○							○																								
福島県	天栄村	○					○											○						○	○									
福島県	下郷町			○																													○	小中学校入学者へ入学祝い金の支給や、児童生徒の給食費全額補助、通学費の補助等他の制度が充実しているため。
福島県	檜枝岐村				○	対象者がいない為、実施（検討）していない。																												
福島県	只見町	○					○											○						○				○	1月に、新入学予定者の保護者宛に案内を郵送					
福島県	南会津町		○							○																								
福島県	北塩原村	○					○											○		○					○									
福島県	西会津町	○					○											○		○				○										
福島県	磐梯町			○																										○				
福島県	猪苗代町	○					○									○												○	就学時健診の際、教育委員会より資料配布と説明を行っている。					
福島県	会津坂下町	○					○											○			○				○									
福島県	湯川村	○					○											○			○			○										
福島県	柳津町			○																												○		
福島県	三島町				○	対象者がいない。																												
福島県	金山町				○	入学時学用品費の支給をすべての児童に対して行っている																												
福島県	昭和村	○					○				○										○	○		○										
福島県	会津美里町	○					○									○							○											
福島県	西郷村	○					○											○										○	兄弟姉妹がいる場合、その保護者さんが既に認定されていれば入学前に支給している。そして文書でお知らせしている。					
福島県	泉崎村			○																													○	人員不足で事務業務量的に難しい。
福島県	中島村	○					○											○			○	○		○										
福島県	矢吹町	○					○											○				○												
福島県	棚倉町		○							○																								
福島県	矢祭町			○																											○			
福島県	塙町		○							○																								
福島県	鮫川村	○					○											○				○												
福島県	石川町	○					○										○						○	○										
福島県	玉川村		○						○																									
福島県	平田村	○					○											○							○									
福島県	浅川町	○					○											○						○										
福島県	古殿町		○							○																								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																															
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																															
		＜小学校＞																															
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （1）でアと回答した場合，小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）									（6） ケの内容	（7） （1）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに○）				（8） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他 →（6）		ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（8）	
福島県	三春町	○					○											○										○	就学予定者の保護者に対し案内を郵送					
福島県	小野町	○					○										○			○					○								
福島県	広野町	○					○							○														○	住基及び避難者情報に基づき、対象学齢児がいる世帯すべてに対し周知。					
福島県	楢葉町		○							○																							
福島県	富岡町				○	区域外就学の児童生徒への被災児童生徒就学支援事業、町内学校に在籍している児童生徒への就学支援事業、共に入学前支給は実施していない。																													
福島県	川内村	○					○											○						○									
福島県	大熊町			○																												○		
福島県	双葉町			○																													○	東日本大震災と原発事故により町民が町外に避難しており、入学前の状況を把握することが困難であるため。
福島県	浪江町			○																												○		
福島県	葛尾村			○																										○				
福島県	新地町	○					○										○						○											
福島県	飯舘村				○	被災児童生徒就学支援事業活用の為実施していない																												

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																						
		＜中学校＞																						
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （4）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに○）				（6） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（6）	
59	59	37	7	11	4	4	37	0	1	6	1	0	0	1	0	5	9	21	0	3	1	3	4	4
福島県	福島市	○					○											○						
福島県	会津若松市	○					○										○							
福島県	郡山市	○					○											○						
福島県	いわき市	○					○										○							
福島県	白河市	○					○										○							
福島県	須賀川市	○					○									○								
福島県	喜多方市	○					○											○						
福島県	相馬市	○					○										○							
福島県	二本松市	○					○										○							
福島県	田村市	○					○											○						
福島県	南相馬市	○					○									○								
福島県	伊達市	○					○											○						
福島県	本宮市	○					○											○						
福島県	桑折町	○					○											○						
福島県	国見町	○					○											○						
福島県	川俣町			○																○				
福島県	大玉村	○					○									○								
福島県	鏡石町		○							○														
福島県	天栄村	○					○											○						
福島県	下郷町			○																			○	小中学校入学者へ入学祝い金の支給や、児童生徒の給食費全額補助、通学費の補助等他の制度が充実しているため。
福島県	檜枝岐村			○																			○	対象者がいない為
福島県	只見町	○					○											○						
福島県	南会津町		○							○														
福島県	北塩原村	○					○											○						
福島県	西会津町	○					○											○						
福島県	磐梯町			○																○				
福島県	猪苗代町	○					○									○								
福島県	会津坂下町	○					○											○						
福島県	湯川村	○					○											○						
福島県	柳津町			○																		○		
福島県	三島町				○	対象者がいない。																		
福島県	金山町				○	入学時学用品費の支給をすべての生徒に対して行っている																		
福島県	昭和村	○					○				○													
福島県	会津美里町	○					○									○								
福島県	西郷村	○					○											○						
福島県	泉崎村			○																			○	人員不足で事務業務量的に難しい。
福島県	中島村	○					○											○						
福島県	矢吹町	○					○											○						
福島県	棚倉町		○							○														
福島県	矢祭町			○																	○			
福島県	塙町		○							○														
福島県	鮫川村	○					○										○							
福島県	石川町	○					○										○							
福島県	玉川村		○						○															
福島県	平田村	○					○											○						
福島県	浅川町	○					○											○						
福島県	古殿町		○							○														

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																						
		＜中学校＞																						
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （4）でウと回答した場合，その理由（当てはまるものの全てに○）				（6） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ． 4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（6）	
福島県	三春町	○					○											○						
福島県	小野町	○					○										○							
福島県	広野町	○					○							○										
福島県	楢葉町		○							○														
福島県	富岡町				○	区域外就学の児童生徒への被災児童生徒就学支援事業、町内学校に在籍している児童生徒への就学支援事業、共に入学前支給は実施していない。																		
福島県	川内村	○					○											○						
福島県	大熊町			○																		○		
福島県	双葉町			○																			○	東日本大震災と原発事故により町民が町外に避難しており、入学前の状況を把握することが困難であるため。
福島県	浪江町			○																		○		
福島県	葛尾村			○																○				
福島県	新地町	○					○										○							
福島県	飯舘村				○	被災児童生徒就学支援事業活用の為実施していない																		

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		（1） 当てはまるもの1つに○					（2）オの内容・補足事項	（3） 令和3年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4） ソ，タ又はチを回答した場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） ツを回答した場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6） テの内容	（7） 補足事項
		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に対応	エ．新たに認定基準を整備することを検討中	オ．その他→（2）		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等）→係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等）→係数（倍率）を（4）に記入。	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→係数（倍率）を（4）に記入。	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等）→係数（倍率）および目安額を（5）に記入	テ．その他→（6）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		
59	59	12	0	31	3	13	13	48	52	45	48	46	52	25	22	42	43	29	25	31	26	20	9	7	0	14	36	0	14	1
福島県	福島市					○	新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた認定基準の整備は予定していない。 ただし、保護者の離職等により減収が明らかな場合における認定の適用指針がある。	○															○				1.3			災害等により罹災し、半壊以上の認定を受けた場合、認定係数から0.1緩和する（1.3→1.4）
福島県	会津若松市			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○									
福島県	郡山市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3			
福島県	いわき市	○																					○				1.3			
福島県	白河市				○			○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3			
福島県	須賀川市	○						○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		上記項目以外として、「その他」の項目があり、特別な理由で子供を就学させるのが困難である場合に該当する。 （東日本大震災被災者、台風19号豪雨災害被災者、コロナによる収入減少世帯が該当している。）	
福島県	喜多方市					○	世帯構成の変更による家計急変については、従来通りの基準で認定を行っており、随時申請を受付している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4			
福島県	相馬市			○				○	○	○	○		○			○	○							○			1.2			
福島県	二本松市					○	従来の認定基準により認定となっている	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			
福島県	田村市			○					○		○	○	○				○					○					1.3			
福島県	南相馬市					○	特に対応なし（現状、急変家庭への対応の要望や相談等が皆無であり、対応が不要と判断している。ただし、急に対応が迫られることも考慮し、判定基準等は想定済）	○	○		○	○	○			○	○					○					1.2			
福島県	伊達市					○	失業した場合などは雇用保険証明書の写しを申請書と一緒に提出してもらい、失業した者についての所得を除くなど考慮して審査する。															○				○	1.3		その他教育委員会が特に必要があると認める者	
福島県	本宮市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3			
福島県	桑折町					○	前年度の所得状況による判定基準のみのため、現在は家計急変世帯の認定は行っていない	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		経済的な理由により児童生徒が就学困難になる特別な事情がある	
福島県	国見町			○					○	○	○	○	○			○	○					○					1.3			
福島県	川俣町			○					○		○		○									○					1.5			
福島県	大玉村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
福島県	鏡石町			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○									
福島県	天栄村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3			
福島県	下郷町			○				○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			（1）保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者、（2）学用品費等に不自由している者で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者、（3）経済的理由による欠席日数が多い者（1）～（3）に該当し教育長が特に認める者	
福島県	檜枝岐村					○	対象者がいない為																			○			対象者がいない為。	
福島県	只見町			○																				○			1.3			
福島県	南会津町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3			
福島県	北塩原村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3			
福島県	西会津町	○						○	○	○	○	○	○					○		○		○					1.3			
福島県	磐梯町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
福島県	猪苗代町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
福島県	会津坂下町					○	整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○	○	○	○	○				○									○			教育長が特に就学援助が必要であると認めた者。	
福島県	湯川村			○				○	○	○	○	○	○										○				1.3			
福島県	柳津町					○	認定の判断基準等を整備しておらず、今後の検討としている。		○				○									○					1.3			
福島県	三島町			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○					1.5			
福島県	金山町			○				○	○	○	○	○	○	○	○															
福島県	昭和村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者	
福島県	会津美里町					○	認定基準の整備予定はなく、相談も受けていない。	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3			
福島県	西郷村	○						○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3			
福島県	泉崎村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			所得が需要額の1.3倍以内を目安とする	
福島県	中島村				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									
福島県	矢吹町	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○				○	1.3		教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める	
福島県	棚倉町	○						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.5			
福島県	矢祭町					○	整備されておらず、現在検討もしていない。		○				○																	
福島県	塙町			○				○	○	○	○	○	○			○							○				1.3			
福島県	鮫川村			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									
福島県	石川町			○				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1.3			
福島県	玉川村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			
福島県	平田村	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○			○										
福島県	浅川町	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○										
福島県	古殿町			○				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.1			

都道府県	市区町村名	3.　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		（1）　当てはまるもの1つに○					（2） オの内容 ・ 補足事項	（3）　令和3年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）　ソ，タ又はチを回答した場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）　ツを回答した場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6）　テの内容	（7）　補足事項
		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に対応	エ．新たに認定基準を整備することを検討中	オ．その他 →（2）		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入。	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →係数（倍率）を（4）に記入。	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等） →係数（倍率）および目安額を（5）に記入	テ．その他 →（6）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		
福島県	三春町			○				○	○		○		○					○	○	○				○			1.3			
福島県	小野町			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○										
福島県	広野町					○	特に検討していない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3			
福島県	楢葉町			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○				1			
福島県	富岡町				○																					○			区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業を実施し、町内学校に在籍している児童生徒への就学支援事業においては特に認定基準はなく、一律で全額支給（物品）をしている。	
福島県	川内村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		東日本大震災等により被災し、就学が困難と認められる者	
福島県	大熊町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者又は教育長が特に必要と認めた者。	
福島県	双葉町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			災害その他理由により特に就学に支障があると認められる者	
福島県	浪江町			○				○					○													○			児童生徒を就学させることが経済的に困難であると認められる者	
福島県	葛尾村			○				○	○	○					○	○	○	○	○											
福島県	新地町			○				○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.2			
福島県	飯舘村					○	被災児童生徒就学支援事業活用の為実施していない		○		○	○	○																	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4.（3）で ソ，タを回答した場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		（1） 令和3年4月以降，準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		（2）（1）でイを回答した場合，いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		（3）（1）でアを回答した場合，令和3年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っているか。				（4）エの内容・補足事項	
		ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	年	月	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応していない（準要保護者がいない，影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応していない	エ．その他 →（4）		
59	59	17	12	12	12	2	11	4	0	0	59
福島県	福島市		○	平成25	8						15%未満
福島県	会津若松市										15%未満
福島県	郡山市										15%未満
福島県	いわき市		○	令和2	10						15%未満
福島県	白河市	○				○					15%未満
福島県	須賀川市		○	平成25	7						10%未満
福島県	喜多方市	○					○				15%未満
福島県	相馬市										10%未満
福島県	二本松市		○	平成24	4						15%未満
福島県	田村市		○	平成25	8						10%未満
福島県	南相馬市	○					○				15%未満
福島県	伊達市		○	平成24	4						10%未満
福島県	本宮市		○	平成30	10						15%未満
福島県	桑折町		○	平成23	10						10%未満
福島県	国見町	○						○			10%未満
福島県	川俣町	○						○			10%未満
福島県	大玉村										5%未満
福島県	鏡石町										10%未満
福島県	天栄村		○	令和1	10						5%未満
福島県	下郷町										10%未満
福島県	檜枝岐村										0%
福島県	只見町										10%未満
福島県	南会津町										15%未満
福島県	北塩原村	○					○				10%未満
福島県	西会津町	○					○				25%未満
福島県	磐梯町										10%未満
福島県	猪苗代町										20%未満
福島県	会津坂下町										10%未満
福島県	湯川村	○					○				10%未満
福島県	柳津町	○					○				5%未満
福島県	三島町	○					○				0%
福島県	金山町										5%未満
福島県	昭和村										10%未満
福島県	会津美里町										15%未満
福島県	西郷村	○				○					15%未満
福島県	泉崎村										15%未満
福島県	中島村										10%未満
福島県	矢吹町		○	平成24	12						15%未満
福島県	棚倉町	○					○				10%未満
福島県	矢祭町										10%未満
福島県	塙町		○	平成26	4						15%未満
福島県	鮫川村										5%未満
福島県	石川町		○	平成24	12						10%未満
福島県	玉川村	○					○				10%未満
福島県	平田村										5%未満
福島県	浅川町										15%未満
福島県	古殿町	○						○			5%未満

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4.（3）で ソ，タを回答した場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		（1） 令和3年4月以降，準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		（2）（1）でイを回答した場合，いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		（3）（1）でアを回答した場合，令和3年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っているか。				（4）エの内容・補足事項	
		ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	年	月	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応していない（準要保護者がいない，影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応していない	エ．その他 →（4）		
福島県	三春町										20%未満
福島県	小野町										15%未満
福島県	広野町										10%未満
福島県	楢葉町	○					○				0%
福島県	富岡町										0%
福島県	川内村	○					○				30%未満
福島県	大熊町										0%
福島県	双葉町										5%未満
福島県	浪江町										0%
福島県	葛尾村										0%
福島県	新地町	○						○			15%未満
福島県	飯舘村										0%

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（1） 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
59	59	55	3	3	0	15	15	15	37	37	1	54	3	3	0	13	13	13	38	38	0	18	14	14	0	3	3	3	0	0	1	52	33	33	0	18	18	18	0	0	1	40
福島県	福島市	○							○	15,500		○							○	51,060												○									○	①学用品費（福島市では「学用品費等」）＝１年生は13,230円、他学年は15,500円 ②体育実技用具費＝実費（限度額：スキー26,500円、スケート11,810円）、R2支給実績なし ③通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）＝学用品費と合わせて「学用品費等」という費目で支給。 ④修学旅行費＝実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額）
福島県	会津若松市	○							○	11,630		○							○	51,060												○					○	22,690	16,902				
福島県	郡山市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○	○	3,414								通学費：通学距離が4km以上で、公共交通機関を利用している対象者がいなかったため。 医療費：こども医療で全額支給されているため、就学援助で支給していない。
福島県	いわき市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	54,880									○				○	10,010	5,747				・生徒会費、PTA会費 → 令和3年度より新設。 ・医療費 → 支給要綱では「保険診療に係る自己負担分」として掲載しているが、現在、本市においては子ども医療費助成事業によ り、保険診療による医療費一部負担金と入院時食事療養費を助成しているため、就学援助費の実績はなし。
福島県	白河市	○							○	11,630		○							○	51,060		○									○	○					○	22,690	3,800				通学費は規定しているが、別途、定期補助やスクールバスがあるため、支給なし。
福島県	須賀川市	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	4,146								
福島県	喜多方市	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,746								医療費は、令和2年度の実績が無かったため0円となった。
福島県	相馬市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	0														通学費実績なし
福島県	二本松市	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	14,070								生徒会費の実績なし
福島県	田村市	○				○	3,877	3,877				○				○	51,060	51,060				○				○	757	757				○	○	5,372								
福島県	南相馬市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	14,351																		・「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」「卒業アルバム代等」については、令和3年度から支給対象。なお、「クラブ活動費」は支給としているが、発生金額が少額の見込としたためため、予算上経費項目が無い。そのため、支給平均額に「0」を記載。 ・「医療費」は実績無し。
福島県	伊達市	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○	○	13,625								
福島県	本宮市	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	11,265								
福島県	桑折町	○				○	11,630	0				○							○	51,060												○	○	16,482								医療費は子ども医療助成のため実績なし　学用品費・通学用品費を合算して月割りで支給　通学用品費は2年生以上　修学旅行費は6年生が対象（支給平均額は対象学年児童の支給額の平均）オンライン学習通信費はR3から支給 スポーツ振興センター保護者負担分は当初認定者、4月中申請者へ支給
福島県	国見町	○				○	11,630	11,145				○				○	51,060	51,060														○				○	22,690	0				修学旅行費、郊外活動費（宿泊を伴うもの）実績なし
福島県	川俣町	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○	○	8,956								校外活動費（宿泊を伴わないもの）は令和2年度実績なし
福島県	大玉村	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	10,380								校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、生徒会費については支給実績なし。
福島県	鏡石町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	0								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は令和2年度の実績なし
福島県	天栄村	○							○	11,630		○							○	51,060																							
福島県	下郷町	○				○	11,630	10,015				○				○	51,060	51,060				○	○	36,817								○	○	0								校外活動費（宿泊を伴うもの）について→令和2年度においては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止したので支給対象事業がなかった。オンライン通信費について→令和3年度予算に計上した単価。
福島県	檜枝岐村																																									
福島県	只見町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	12,750								
福島県	南会津町	○							○	11,420		○							○	20,470		○	○	0								○	○	22,954								支給平均額0円については実績なし。
福島県	北塩原村	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	21,870								令和3年度に給食無償化になったため費目の設定はあるが支給平均額は0円。
福島県	西会津町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	19,769								校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし
福島県	磐梯町	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○				○	20,000	15,831				体育実技用具費は1，4年のみ（スキー）支給 オンライン学習通信費は令和3年度新設（上限額12，000円／年額）
福島県	猪苗代町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	15,404								支給平均額0円は実績なし
福島県	会津坂下町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,801								
福島県	湯川村	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	21,890	21,890				
福島県	柳津町	○				○	11,630	20,850																								○				○	60,000	0				支給平均額0円については、給付対象者がいなかったため。
福島県	三島町	○	○	0								○	○	0								○	○	0								○	○	0								対象費目はあるが実績なし
福島県	金山町																																									
福島県	昭和村	○							○	11,420		○							○	40,600												○				○	21,490	0				学校給食費：全額免除
福島県	会津美里町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,877								
福島県	西郷村	○				○	11,520	12,754				○				○	50,600	50,600														○	○	4,060								支給平均額は小学校の3学年の平均を算出。理由としては一番人数が多いので。 本村は学用品と通学用品費の金額をまとめて支給しているため、学用品費の方に金額を計上。 昨年度の「校外活動費（宿泊を伴うもの）」はコロナウイルス感染症拡大の影響により実施していないので、「0」円。 学校給食費は保護者に直接支払っておらず、食べた食数を学校から報告してもらい、その金額を本村にある給食センターに支払っている。よって、実績は「0」円。
福島県	泉崎村	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○	○	2,757								校外活動費（宿泊を伴わないもの） 実績なし
福島県	中島村	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	2,713				医療費は実績なし
福島県	矢吹町	○				○	11,630	11,630				○				○	50,600	50,600														○	○	3,258								
福島県	棚倉町	○				○	11,630	10,949				○				○	51,060	51,060				○	○	0								○	○	5,064								
福島県	矢祭町	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	0				○				○	22,690	3,409				通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費実績なし
福島県	塙町	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○				○	21,890	3,735				通学費：スクールバス利用のため該当者なし、校外活動費(宿泊なし)：3・4年生※10人/33人、校外活動費(宿泊あり)：実施せず、PTA会費：実家庭分、医療費：子ども医療費助成により保護者負担なし、給食費：町予算で無償
福島県	鮫川村	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○	○	0								実績がない費目 体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、医療費
福島県	石川町	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○				○	22,690	3,888				「通学費」について、実績なし
福島県	玉川村	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○	○	6,000								医療費について、実績なし
福島県	平田村	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	22,690				
福島県	浅川町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	7,000				
福島県	古殿町	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○				○	21,890	1,350				通学費、医療費、給食費については実績額0円。 オンライン学習通信費については、令和3年度より新設。

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（1） 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
福島県	三春町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	12,768								体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、生徒会費は実績なし。医療費は無償化。
福島県	小野町	○							○	15,500	○	○							○	51,060												○				○	21,890	12,300				学用品費等は通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。1年生のみ13,230円。生徒会費について実績なし
福島県	広野町	○				○	11,630	11,630				○				○	51,060	51,060														○	○	6,847								校外活動費（宿泊を伴わないもの）については、実績なし。
福島県	楢葉町	○							○	11,420		○							○	40,600		○	○	0								○	○	0								・被災児童生徒等就学支援事業実施のため実績なし。
福島県	富岡町																																									区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業を実施し、町内学校に在籍している児童生徒には就学支援事業において一律で全額支給（物品）をしている。
福島県	川内村	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	0				修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、卒業アルバム代等については実績なし。
福島県	大熊町	○	○	0								○	○	0																		○	○	0								実績なし
福島県	双葉町	○	○	15,140								○	○	0								○	○	0								○	○	0								平均支給額0円は実績がないため。
福島県	浪江町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	7,432								
福島県	葛尾村	○				○	11,100	0				○				○	19,900	0				○	○	0								○	○	0								支給実績無し
福島県	新地町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	6,300				
福島県	飯舘村																																									

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
59	59	56	3	3	0	15	15	15	38	38	1	55	3	3	0	14	14	14	38	38	0	18	14	14	0	3	3	3	0	0	2	54	33	33	0	20	20	20	0	0	1	47
福島県	福島市	○							○	27,310		○							○	60,000												○									○	①学用品費（福島市では「学用品費等」）＝１年生は25,040円、他学年は27,310円 ②体育実技用具費＝実費（限度額：柔道7,650円、剣道52,900円、スキー26,500円、スケート11,810円） ③通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）＝学用品費と合わせて「学用品費等」という費目で支給。 ④修学旅行費＝実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額） ⑤校外活動費（宿泊を伴うもの）＝R2支給実績なし
福島県	会津若松市	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	27,676				中学生の校外活動費(宿泊を伴うもの)について、費目設定・実費額支給を行っているが、昨年度支給実績はなかったため、支給性金額を0円としている。
福島県	郡山市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	25,427									○	○	21,150								体育実技用具費：柔道（上限）7,650円・剣道（上限）52,900円・スキー（上限）38,030円 校外活動費（宿泊を伴うもの）：授業実施数の確保が困難なため行っていない学校が多い。 医療費：こども医療で全額支給されているため、就学援助で支給していない。
福島県	いわき市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	51,250									○				○	60,910	21,386				・生徒会費、PTA会費 → 令和3年度より新設。 ・医療費 → 支給要綱では「保険診療に係る自己負担分」として掲載しているが、現在、本市においては子ども医療費助成事業によ り、保険診療による医療費一部負担金と入院時食事療養費を助成しているため、 就学援助費の実績はなし。
福島県	白河市	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○					○	22,690	36,521				通学費は規定しているが、別途、定期補助やスクールバスがあるため、支給なし。また、医療費、体育実技用具費及び校外活動費の宿泊あり（中学校）は実績なし。
福島県	須賀川市	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	33,338								校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費については実績なし。
福島県	喜多方市	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	27,687								校外学習費は、令和２年度の実績がなかったため０円とした。
福島県	相馬市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	40,020	0				○					○	60,910	31,285				通学費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし
福島県	二本松市	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	35,996								体育実技用具費は実績なし
福島県	田村市	○				○	7,577	7,577				○				○	60,000	60,000				○				○	757	757				○	○	28,200								
福島県	南相馬市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0							○	○					○	60,910	33,143				・「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」「卒業アルバム代等」については、令和3年度から支給対象。なお、「クラブ活動費」は支給としているが、発生金額が少額の見込としたためため、予算上経費項目が無い。そのため、支給平均額に「0」を記載。 ・「通学費」「医療費」は実績無し。
福島県	伊達市	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○	○	30,480								校外活動費（宿泊あり）について令和２年度は実績なし
福島県	本宮市	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	39,031								校外活動費（宿泊を伴うもの）については、実績なしのため0円とした。
福島県	桑折町	○				○	22,730	0				○							○	60,000													○	○	0								医療費は子ども医療助成のため実績なし　学用品費・通学用品費を合算して月割りで支給　通学用品費は２年生以上　修学旅行費はR2支給なし オンライン学習通信費はR3から支給 スポーツ振興センター保護者負担分当初認定者、4月中申請者へ支給、学校給食費は@153×給食回数（中1,2　184回、中3　176回）
福島県	国見町	○				○	22,730	19,340				○				○	60,000	60,000														○				○	60,910	0				修学旅行費　実績なし
福島県	川俣町	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○	○	6,905								校外活動費（宿泊を伴うもの）は令和２年度実績なし
福島県	大玉村	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	41,374								校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費については支給実績なし。
福島県	鏡石町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	38,238								校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は令和２年度実績なし
福島県	天栄村	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	0								実績0円品目 修学旅行費・・・実費負担であり令和２年度は援助対象者が参加しなかったため実績0円となる。
福島県	下郷町	○				○	22,730	21,918				○				○	60,000	54,202				○	○	144,405								○	○	17,040								校外活動費（宿泊を伴うもの）について→令和２年度においては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止したので支給対象事業がなかった。オンライン通信費について→令和３年度予算に計上した単価。
福島県	檜枝岐村																																									
福島県	只見町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	50,401								
福島県	南会津町	○							○	22,320		○							○	23,550		○	○	0									○	○	35,489								支給平均額0円については実績なし。
福島県	北塩原村	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	45,216								令和3年度に給食無償化になったため費目の設定はあるが支給平均額は0円。
福島県	西会津町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	35,903								
福島県	磐梯町	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○				○	80,000	0				修学旅行費と校外活動費（宿泊を伴うもの）については、対象生徒が欠席したため、支給実績なし オンライン学習通信費は令和3年度新設（上限額12，000円／年額）
福島県	猪苗代町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	31,896								支給平均額0円は実績なし。
福島県	会津坂下町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	36,092								
福島県	湯川村	○							○	22,730		○							○	60,910													○				○	60,000	22,000				
福島県	柳津町	○				○	22,730	41,528				○				○	60,000	60,000																									支給平均額が0円については、給付対象者がいなかったため。
福島県	三島町	○	○	0								○	○	0								○	○	0								○	○	0								対象費目はあるが実績なし
福島県	金山町	○							○	22,730																																
福島県	昭和村	○							○	22,320		○							○	47,400																	○	57,590	0				学校給食費：全額免除
福島県	会津美里町	○							○	22,730		○							○	60,910													○	○	32,249								校外活動費（宿泊を伴うもの）は項目あるが、実績なし
福島県	西郷村	○				○	22,510	21,884				○				○	57,400	57,400														○	○	64,576								昨年度の「校外活動費（宿泊を伴うもの）」はコロナウイルス感染症拡大の影響により実施していないので、「0」円。 学校給食費は保護者に直接支払っておらず、食べた食数を学校から報告してもらい、その金額を本村にある給食センターに支払っている。よって、実績は「0」円。
福島県	泉崎村	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○	○	10,300								校外活動費（宿泊を伴わないもの） 実績なし
福島県	中島村	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	37,751				校外活動費（宿泊）、医療費は実績なし
福島県	矢吹町	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○	○	51,379								校外活動費については実績なし
福島県	棚倉町	○				○	22,730	21,191				○				○	60,000	60,000				○	○	0								○	○	42,710								
福島県	矢祭町	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0				○					○	60,910	41,807				体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費実績なし
福島県	塙町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	21,105									○				○	60,910	49,038				通学費：町外に鉄道で通う生徒2名分の定期券代のみ、他はスクールバスのため無料、校外活動費(宿泊なし)：1・2年生※21人/33人、校外活動費(宿泊あり)：実施せず、PTA会費：実家庭分、医療費：子ども医療費助成により保護者負担なし、給食費：町予算で無償
福島県	鮫川村	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0									○	○	0								実績がない費目 体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、通学費、修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費
福島県	石川町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0									○				○	60,910	56,012				「通学費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」について、実績なし
福島県	玉川村	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○				○	60,910	60,910				医療費について、実績なし
福島県	平田村	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	60,910				
福島県	浅川町	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	23,544				
福島県	古殿町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0									○				○	60,910	45,272				通学費、医療費、給食費については実績額0円。 オンライン学習通信費については、令和3年度より新設。

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
福島県	三春町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	29,217								体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。医療費は無償化。
福島県	小野町	○							○	27,310	○	○							○	60,000												○				○	60,910	31,505				学用品費等は通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。1年生のみ25,040円。校外活動費（宿泊を伴うもの）について実績なし。
福島県	広野町	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○	○	0								通学用品費及び修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、卒業アルバム代等については、実績なし。
福島県	楢葉町	○							○	22,320		○							○	47,400		○	○	0								○	○	0								・被災児童生徒等就学支援事業実施のため実績なし。
福島県	富岡町																																									区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業を実施し、町内学校に在籍している児童生徒には就学支援事業において一律で全額支給（物品）をしている。
福島県	川内村	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	45,100				校外活動費（宿泊を伴うもの）、卒業アルバム代等については実績無し。
福島県	大熊町	○	○	0								○	○	0																		○	○	0								実績なし
福島県	双葉町	○	○	0								○	○	0								○	○	0								○	○	0								平均支給額0円は実績がないため。
福島県	浪江町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	24,547								
福島県	葛尾村	○				○	21,700	0				○				○	22,900	0				○	○	0								○	○	0								支給実績なし
福島県	新地町	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	33,251				実績なし
福島県	飯舘村																																									

都道府県	市区町村名	8. その他 （1） 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について，これまでの回答への補足
59	59	2
福島県	福島市	
福島県	会津若松市	
福島県	郡山市	
福島県	いわき市	
福島県	白河市	
福島県	須賀川市	
福島県	喜多方市	
福島県	相馬市	
福島県	二本松市	
福島県	田村市	
福島県	南相馬市	
福島県	伊達市	
福島県	本宮市	
福島県	桑折町	
福島県	国見町	
福島県	川俣町	
福島県	大玉村	
福島県	鏡石町	
福島県	天栄村	
福島県	下郷町	
福島県	檜枝岐村	
福島県	只見町	
福島県	南会津町	
福島県	北塩原村	
福島県	西会津町	
福島県	磐梯町	
福島県	猪苗代町	
福島県	会津坂下町	
福島県	湯川村	
福島県	柳津町	
福島県	三島町	
福島県	金山町	
福島県	昭和村	
福島県	会津美里町	
福島県	西郷村	
福島県	泉崎村	
福島県	中島村	
福島県	矢吹町	
福島県	棚倉町	
福島県	矢祭町	
福島県	塙町	
福島県	鮫川村	
福島県	石川町	
福島県	玉川村	
福島県	平田村	
福島県	浅川町	
福島県	古殿町	

都道府県	市区町村名	8. その他 （1） 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について，これまでの回答への補足
福島県	三春町	
福島県	小野町	
福島県	広野町	1.（3）で、申請手続きについて締切を設定しているが、、事務要綱において「年の途中に新たに就学援助が必要となった者についての申請手続きは、随時行うことができる」としている。
福島県	楢葉町	
福島県	富岡町	当町は東日本大震災による原発被災地域のため、区域外就学の児童生徒には被災児童生徒就学支援事業で支援をし、町内学校に在籍している児童生徒には町独自の単費での就学支援事業から一律で全額支給（物品）で支援をしている。経済的に困窮している世帯の児童生徒にはそれぞれの事業で支援をしている。
福島県	川内村	
福島県	大熊町	
福島県	双葉町	
福島県	浪江町	
福島県	葛尾村	
福島県	新地町	
福島県	飯舘村	